

市民団体紹介

◆のぼりべつ男女平等参画懇話会

平成14年5月に設立された同会の主な活動は、『女性と学習・次世代育成情報誌』を教材にジェンダーの学習を月例で開催し、『ビデオフォーラム』と『会誌発行』を継続して行っており、新たに『誰でもわかるやさしい男女平等参画セミナー』を8月から12月までの5回に分けて開催中です。

少人数での語り合いから理解や意識を共に育てたいとの思いで取り組んでいます。

▶問い合わせ 合田さん (☎0567 1)



◆三市合同女性国内派遣研修参加者の会『プラタナス』

毎年、登別市と室蘭市と伊達市で行っている『三市合同女性国内派遣研修』に登別市から参加した方が、研修で学んだことを地域の活動に生かすため、平成17年4月に同会を設立しました。2カ月に1回の例会や講演会の開催などの活動を行っています。

▶問い合わせ 安達さん (☎057 845)



11月12日(月)～25日(日)は、『女性に対する暴力をなくす運動』の期間です

配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)、ストーカーなどの女性に対する行為は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

また、暴力などは、犯罪であり決して許されないものです。

一人で悩まずに、まず相談しましょう！



▲女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



▲配偶者などからの暴力に対する相談リーフレット

男女雇用機会均等法が4月から改正されています

◎改正のポイント

- ①性による差別禁止の範囲拡大(男性に対する差別も禁止、禁止される差別の追加・明確化、間接差別の禁止)
- ②妊娠や出産などを理由とする不利益取り扱いの禁止
- ③セクシュアルハラスメント防止措置の義務化
- ④企業名公表対象の拡大
- ⑤個別紛争解決援助対象の拡大
- ⑥ポジティブ・アクション(女性の能力発揮を進めるために企業が行う積極的な取り組み)の推進
- ⑦過料の創設など

問い合わせ
市民サービスグループ
☎051855

配偶者からの暴力で悩んでいる方へ —配偶者暴力防止法の改正について—

保護命令制度の拡充や市町村に対する基本計画策定の努力義務などを定めた、配偶者暴力防止法の一部が改正され、平成20年1月11日から施行されます。

○改正の主な内容

I 保護命令制度の拡充

1. 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てができます
2. 被害者に対する電話などが禁止されます
 - ①面会の要求
 - ②行動の監視に関する事項を告げること等
 - ③著しく粗野・乱暴な言動
 - ④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く)
 - ⑤夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く)
 - ⑥汚物・動物の死体等の著しく不快または嫌悪の情を催される物の送付等
 - ⑦名誉を害する事項を告げること等
 - ⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等または性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
3. 被害者の親族なども接近禁止命令の対象となります

II 市町村基本計画の策定の努力義務

III 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

1. 市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となります
2. 被害者の緊急時における安全の確保を配偶者暴力相談支援センターの業務として明記されました

IV 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

詳しくは、胆振支庁環境生活課(☎09572)または、市役所市民サービスグループまで。

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>)を開設しています。